

第5回総務産業建設常任委員会

令和7年9月19日（金）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第81号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議第82号 下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議第83号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- (4) 議第84号 下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第85号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

出席委員（7名）

委員長	田 中 喜 登	副委員長	加 藤 久 人
委 員	桂 川 いずみ	委 員	田 口 琢 弥
委 員	尾 里 集 務	委 員	今 井 政 良
委 員	中 島 達 也		

欠席委員（なし）

委員外議員

議 員	下 平 裕次郎	議 員	桂 川 融 己
議 員	大 西 尚 子	議 員	高 井 範 和
議 員	鷺 見 昌 己	議 員	森 哲 士
議 員	中 島 ゆき子		

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
総 務 部 長	大 前 栄 樹	総 務 課 長	二 村 卓 良
人 事 課 長	今 井 正 典	総務部特命次長	熊 崎 一 彦
プロモーション課長	尾 里 茂	まちづくり推進部長	田 谷 諭 志
財 務 課 長	杉 山 勝 彦	観 光 商 工 部 長	小 池 雅 之
観 光 課 長	今 井 寛 司	商 工 課 長	中 林 正 樹
観 光 施 設 長	二 村 和 男	農 林 部 長	青 木 秀 史
林 務 課 長	澤 頭 祐 一	建 設 部 長	今 井 伸 哉
建 設 課 長	中 田 誠	消 防 長	遠 藤 丙 午
消 防 総 務 課 長	中 田 邦 博		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 添 誠	議会総務課長	加 藤 冬 城
議会総務課主任主査	柿ヶ野 明 広		

○委員長（田中喜登議員）

それでは皆さん、おはようございます。お疲れさまでございます。

ただいまから第5回総務産業建設常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立しています。

なお、1番、2番、3番、4番、7番、12番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

本日も付託案件5件ございますので、よろしく御審査をお願い申し上げます。

また、協議報告も5件ありますので、また御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

9番議員より傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

続きまして、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

おはようございます。お疲れさまです。

付託案件ですが、上位法とか人事院勧告による条例改正が多いと思うんですが、特にこの基金条例はやっぱりしっかりした議論が必要だと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願ひいたします。

本日は、令和7年第5回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第81号から議第85号までの5議案について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

議第81号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○総務課長（二村卓良）

それでは、議案書の92ページで説明をさせていただきます。

議第81号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

上記の条例を別紙のとおり定めることについて議会の議決を求める。令和7年9月2日提出。
提案理由でございます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供を行う事務を追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきますので、議案の103ページで説明をさせていただきます。

改正理由は先ほどと同様でございますので、2の概要から説明をさせていただきます。

(1)標準準拠システムに実装された「住登外者宛名番号管理機能」を用いる「住登外者宛名番号を付番・管理する事務」が独自利用に該当すること及び当該機能を用いて住登外者宛名番号を付番・管理することは、他の事務（業務）処理の遂行を目的として行われるものであることから、個人番号を利用及び提供を行う事務に追記するものでございます。

改正の概要について、口頭で少し補足説明をさせていただきます。

まず前提として、マイナンバーが利用できる事務といたしますのは、マイナンバー法に規定されている社会保障、税、災害対策などの分野での一定の利用に限られております。

ただし、独自利用事務として地方公共団体が条例で定めた事務については、マイナンバーを利用することができ、それを定めているのが本条例ということになります。

今回の改正は、国が進めるシステム標準化に伴い実装される住登外者宛名番号管理機能、これは下呂市に住民票がない人を宛名番号で管理するものですが、この機能についても独自利用事務に当たるという見解がデジタル庁の通知によって示されたことから、本条例を改正する必要が生じたものということでございます。

総務課からの説明は以上でございます。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第81号についての質疑を行います。

質疑はありますか。

○委員（中島達也議員）

ありがとうございました。

情報の一元化というか、効率化に向けてのことだと思うんですが、国は、これは実際に住登外者は大体はどのぐらいの人数が対象になっているという、これは課税の関係も出てくるので、ちょっとその辺だけ、おおよそで結構です。

○総務課長（二村卓良）

住登外者といいますのは、住民基本台帳から除かれた人でございます。例えば転出とか死亡とか、そういった方でございます。ただ、数については、死亡とかそういったものの累計というものが出ていませんので、この場で何人ぐらいいるということはお答えできかねるということでございます。

○委員（中島達也議員）

一応住民票がないということは分かるんですが、課税についてはどうですか。課税、住民税ということ。

○総務課長（二村卓良）

課税につきましては、住登外者のほかに宛名番号で管理してみえる方もございます。例えば、下呂市に一度も住民票を置いたことがない方で、市外にみえる方で固定資産だけ下呂市内に持つてみえる方という方も、例えば宛名番号というもので管理しております。

そういった方の総数につきましては、また後ほど調べて御報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

よろしいですか。

後ほどまた報告をしていただくということでお願いをいたします。

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第81号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第82号 下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

それでは、議案書104ページで説明をさせていただきます。

議第82号 下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の条例の別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年9月2日提案。

提案理由です。

人事院規則の一部改正に伴い、育児時間の多様化への対応及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境とする整備を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、詳細を条例要綱にて説明いたしますので、議案書113ページのほうになります。

改正理由は議案と同じですので省略させていただきます。

今回の改正のポイントですけれども、主に2点です。

まず1点目は、部分休業の取得についてです。

部分休業は、主に小学校上がるまでの子を持つ職員につきまして、勤務時間の開始時間と退勤時間に合わせて1日2時間の範囲内で取得できる制度ですけれども、今回の見直しによりまして、これまで1日2時間の範囲で取得できるものを今回「第1号部分休業」と規定し、新たに年間10日の範囲内で時間単位でも日にち単位でも取得が可能な「第2号部分休業」が新設されます。このどちらかを、自分の都合で選択できるようになったというのが、一番大きな改正点でございます。

今回、この条例改正につきましては、その辺りの国の制度の見直しに伴いまして、所要の改正を行うという趣旨でございます。

2点目につきましては、仕事と育児の両立支援制度の利用についての改正です。

主な内容としましては、これまで出生時に行われてきました育児の支援制度、例えば育休ですとか、短時間勤務のことなんですけれども、こういった制度の周知や利用の意向の確認などについてこれまで行ってきましたけれども、ここに新たに育児期である3歳未満の子を持つ職員に対しても、子育てに関する制度の周知ということで、これは子の看護休暇とか同様に育児短時間勤務などがあるんですけれども、この辺の制度の周知や利用の意向確認など、ここら辺を行うこととするという制度の見直しに伴いまして、ここについても所要の改正を行うというのが大きな改正のポイントになります。

それでは、詳細につきまして、2番の概要で説明をさせていただきます。

(1) 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の育児時間を取得できる部分休業を「第1号部分休業」に改めます。

(2) 職員が第1号部分休業を請求した場合において、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止します。第1条による改正中第19条関係です。

(3) 「1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内」の育児時間を取得できる「第2号部分」を新設します。

(4) 職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては1時間を単位として承認するものとします。ただし、以下の場合においては、例外的に以下に掲げる時間数を承認できることとします。

1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合、割り振られた勤務時間数。

第2号部分休業の残時間に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて部分休業を請求した場合、残時間数。第1条による改正中第19条の2関係です。

(5) 部分休業の請求を申し出る単位期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。第1条による改正中第19条の3関係です。

(6) 職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、単位期間につき次のとおりとしま

す。

①常勤職員77時間30分。

②非常勤職員、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間。第1条による改正中第19条の4関係です。

(7)職員が部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者が別居したことその他の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とします。第1条による改正中第19条の5関係です。

(8)部分休業の取消事由を整理し、「特別の事情が生じたことにより、職員の部分休業の申出の内容を変更したとき」とします。第1条による改正中第21条関係です。

(9)本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて以下を行うことを義務づけます。

①仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供。

②仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置。

③当該申出に係る子の心身の状況または育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置。

④、③により意向を確認した事項への配慮。第2条による改正中第18条の2第1項関係です。

(10)3歳に満たない子を養育する職員に対して一定の期間内に以下を行うことを義務づけます。

①仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供。

②仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置。

③当該職員3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置。

④、③により意向を確認した事項への配慮。第2条による改正中第18条の2第2項関係です。

(11)この条例は、令和7年10月1日から施行します。附則第1項関係です。

(12)令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限は、次のとおりとします。

①常勤職員、38時間45分。

②非常勤職員、1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間。附則第2項関係でございます。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、議第82号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（今井政良議員）

ちょっと聞き違えたかもしれませんので、ちょっと確認と質問をさせていただきます。

先ほどの部分休業の関係で、小学校入学前の方が対象で、1日2時間以内で年間10日以内というところで、それを見ますと77時間30分ということで記載されているんですけど、実際10日以内で出産後の育児ができるのかなということを心配しておるんですけど、特に3歳未満とかの小さいお子さんについては、非常に難しくなるのではないかなと思うんですが、その辺についてどう思われているのかお願いしたいと思います。

○人事課長（今井正典）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、部分休業は、基本的に今までの使い方ですと、出勤する時間と帰りの時間をそれぞれちょっと縮めて、ちょっと遅く出て早く帰るということで勤務時間が短くなるという、そういうことなんですけれども、実際の勤務時間は7.75時間ございますので、それをちょっと今のこの部分休業を使って短くすることによって、早く帰って育児ができるような状況にするということで、今現在は、今年度ですと部分休業については15名の利用者がおります。ここについては遅く出てきてもらって早く帰るということで、例えばこども園の送迎などなんかに使っていただくことが多分一番多いんじゃないかなと思うんですけども、そういった条件の使い方の中で十分現状でも活用していただいておりますので、問題ないと思います。

今回新しく増えたものについては、今まで1日2時間を上限とするという、そういう利用の仕方だったんですけども、これが時間単位でも、今までどおりのそういう時間単位でも取れるし、1日もうちょっと休みという形で取るということもできますので、その辺については実態に即した使い方の幅が広がったということで、今後はより実際利用する職員については柔軟に対応できるというふうに考えております。以上です。

○委員（今井政良議員）

ありがとうございました。分かりました。

15名の方が現在利用されているということで、利用されてみえる方が非常にありがたいという感触で多分利用してみようと思うので、職場に対して何ら問題はないとは思いますが、もしこの時間を例えばもう少し増やしていただきたいとか、そういった要望等は全然今まで出ていないということだよね。その辺だけお願いします。

○人事課長（今井正典）

特にそういうふうでの話は聞いておりません。

これは国の制度に準拠して、今回こういう制度に我々も市としてもそれに倣って制度化しているんですけども、これ以外にも特別休暇で子の看護休暇ですとか、そういった休暇制度もありますので、そういったものを組み合わせながら、これまでは自分の実情に合わせて育児の支援ということできていると思いますので、その幅がまた今回広がった上で、柔軟な使い方ができるということになりますので、またこの制度はより使っていただける幅も広がっていいのかなと

いうふうに考えております。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

そのほか、ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第82号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第83号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○財務課長（杉山勝彦）

私からは、議第83号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書につきましては、116ページをお願いいたします。

議第83号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年9月2日提出日。

提案理由でございます。

芸術文化の振興及び持続的な観光まちづくりの推進を目的に基金を設置及び廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、条例要綱にて説明をさせていただきますので、議案書の119ページをお願いします。

1の改正理由につきましては、先ほどと同様ですので、省略をさせていただきます。

2番の概要でございます。

(1)下呂市で開催する芸術祭の運営並びに作品の制作及び維持管理等関連事業に要する経費の財源とする「下呂市アートプロジェクト基金」を新たに設置します。第3条関係でございます。

(2)「下呂市温泉地再開発基金」を廃止し、観光客の受入環境整備等のため宿泊税の一部を積立てて財源とする「下呂市宿泊税活用事業基金」及び温泉の保護や宣伝誘致事業等のための入湯税の一部を積立てて財源とする「下呂市入湯税活用事業基金」を新たに設置します。第3条関係でございます。

(3)この条例は、公布の日から施行いたします。附則関係でございます。

私からの説明は以上です。

○観光課長（今井寛司）

私からは、宿泊税活用事業基金と入湯税活用事業基金について、その使途を御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

最初に、宿泊税の使途と基金についてです。

宿泊税は、宿泊客に直接恩恵が還元される事業として、主に観光客の皆様が快適に過ごせる環境を整備などに活用します。具体的には、以下の4つの事業への充当を想定しております。

まず1つ目に、観光客受入環境整備事業です。

各種観光施設の整備のほか、景観保全、景観整備、二次交通、外国人観光客の誘致に向けた多

言語対応や受入れ体制の整備などが該当します。

2つ目として、宿泊施設の高付加価値化やバリアフリーなど、宿泊事業者に対する支援です。これらの事業費は、魅力ある観光地づくりのためのインフラ整備となります。

3つ目といたしましては、観光資源の魅力の増進事業として、下呂温泉まつりをはじめとした観光イベントへの充当を想定しております。

最後に4つ目として、宿泊税徴収事務経費です。徴税に伴う費用で、徴税に係る報奨金、税務課の事務に要する経費、また今年度限りではございますが、宿泊事業者様の宿泊税導入に伴うシステム改修に係る補助金などが該当します。

このたび、下呂市基金条例の一部を改正し、宿泊税活用事業基金を創設することとなりました。この基金は宿泊税の使い道を変えるものではありません。あくまで今ほど説明いたしました4つの観光振興事業を、市の財政負担を極力抑えつつ、計画的かつ安定的に実施するために財源を確保することが目的で、単年度の宿泊税収では不足が生じるときに充当するものでございます。

その他、一番上に記載しております下呂市内JR駅整備基金につきましては、令和6年12月定例会で、市内のJR駅及びその周辺施設等における整備に要する経費の財源に充てるために設置済みでございます。この基金は、毎年度1億円を積み立てて、今後見込まれるJR下呂駅の整備事業などに活用していくものでございます。

続いて、委員会資料の3ページを御覧ください。

入湯税の使途と基金についてでございます。

入湯税は、温泉保護と温泉利用環境の維持向上、観光協会の運営事業などに要する観光客を受け入れるための間接的な経費として充当を想定しております。具体的な使途は以下のとおりです。

まず、温泉の保護・活用に係る補助金または財源充当として、下呂温泉事業協同組合が行う集中管理施設の維持管理経費や市が掘削した温泉施設の源泉のくみ上げに係る維持管理経費に充てられます。

宣伝、誘客事業では、マスメディア等への広告宣伝、観光キャラバン、インバウンド誘致、オンライン旅行予約サイトが提供する割引クーポンなどに活用されます。

観光振興団体活動事業助成としては、各観光協会に対する運営補助金や事業への負担を予定しております。

また、地域社会の発展に寄与する持続可能な観光振興のため、次世代観光教育やサステナブルツーリズムに関する事業も充当予定としております。

次に、入湯税活用事業基金の創設についてです。

この基金は、温泉の保護管理や温泉施設の維持管理を確実に実行するため、財源を積み立てることが目的です。

具体的には、集中管理施設や市が掘削した温泉施設の源泉くみ上げに係る大規模改修、機械設備の更新など、通常の管理経費以外で単年度の財源で賄えない経費を支援する場合を想定しております。

また、災害やパンデミックなどの不測の事態における宣伝、誘客事業も想定しております。

今後見込まれる事業といたしましては、下呂温泉集中管理施設の改修工事、また温泉施設関係では源泉ポンプの更新やオーバーホールなどが想定されます。

このたびの基金条例の改正により、各税収の特定事業への活用がより明確になり、長期的な視点での安定的な事業実施が可能となります。積み立てられました両基金は、下呂市の観光資源である温泉と観光地全体の持続的な発展のため、用途を明確にしながら、将来にわたって計画的に活用していきたいと考えております。

観光課からの説明は以上でございます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、議第83号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（今井政良議員）

ちょっと3点ほどお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

まず最初に、下呂市アートプロジェクト基金の新設ということで、この芸術祭の運営とか作品制作等に使うためということで、基金を積み立てるということで説明を受けたんですけど、この基金については幾らぐらいの基金金額として予定されているのか。また、それについて単年度だけなのか、今後もそういったものを常時積立でしていくのか、その辺をお聞きしたいと思ひますし、以下下呂市宿泊税活用事業基金についても、積立金額がもし分かれば教えていただきたいということ、目標金額等も分かれば教えていただきたい。

また、下呂市入湯税活用事業基金についても、基金の積立金額とか目標金額が分かれば教えていただきたいと思ひます。

非常に将来に向けて、いざというときにやはりお金がないとなかなか前へ進まないということで、こういった基金の新設については特に問題はないと思ひますけど、ちょっとその辺の思ひだけ、金額等分かれば教えていただきたいと思ひますので、よろしく願いします。

○プロモーション課長（尾里 茂）

基金につきましては、来年度開催のものにつきましては、9月補正で1億1,000万円を計上させていただきます予定でおります。

今後につきましては、トリエンナーレでの開催を検討しておりますので、次回開催までの積立を考慮しております。

来年度以降につきましては、今回の実績や次回開催の規模などを考慮して、今後幾らずつ積み立てていくかを決定していきたいと考えておりますので、よろしく願いします。以上です。

すみません、3年ごとの開催を考慮しておりますので、それまでの次回、第2回目の開催までの積立を考慮しております。以上となります。

○観光課長（今井寛司）

宿泊税と入湯税、両方の基金の年間積立額についてでございますが、どちらも当該年度の税込額か、それを充当する事業規模にもよりますが、できれば1,000万円から当該年度の税込額の1割程度に当たる2,000万円ぐらいを想定しております。

特に宿泊税の活用基金に関しましては、今年度が導入初年度ということでありまして、システム改修補助金といった初期費用も発生するため、まだはっきりしたことは申し上げられませんが、今後、安定的な税込額が見込まれる中では、それぐらいの基金を積み立てたいということでありませぬ。

ちなみに、資料の2ページのところには上から2番目のところですが、宿泊税活用事業基金は、当該年度事業への充当後の残額ということになっておりますし、資料の3ページでは一番上になりますが、入湯税活用事業基金としては平年度1,000万から2,000万円程度ということでありませぬし、目標額といたしましては、1年分の当該税込額程度を想定しております。以上でございます。

○財務課長（杉山勝彦）

宿泊税活用事業基金と入湯税の活用事業基金につきましては、今回の9月補正におきまして予算を充てさせていただいておりますので、その内容について少しだけこの場で御説明をさせていただきますけれども、今回、宿泊税活用事業基金を創設するに当たりまして、温泉地再開基金を廃止すると先ほど説明させていただきましたが、こちらの残金を積み立てる形で、今年度としては宿泊税活用事業基金を年度末に約4,300万円の基金の規模にしたいと思っておりますし、入湯税活用事業基金につきましても、公共事業基金の一部これまでも積んでまいりましたので、移し替える補正予算を今回上程させていただいております。

結果的には、令和7年度末になりますけれども、約1億200万ほどの基金規模で創設したいというふうに考えております。以上です。

○委員（今井政良議員）

丁寧な説明ありがとうございました。

大きな金額、また財源がある限り、余分ということはないけど、残額については積み立てていくということですので、無駄のないように前向きな形の中で、将来に向けてぜひ使っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませぬか。

○委員（中島達也議員）

基金財源については、今説明がありました定額定率というようなことで、積み立てていくということか聞いたんですが、例えば税込額にも大きく歳入のほうで問題になってくると思うんですが、不用額を積立るといふような財調みたいな給付金積立と違いまして、政策によって大分違ってくるかなと思っておりますので、その辺のことについては、今聞こうと思っておったんですが、大体分かりました。

それで、特に、私も昨年の台湾、今年の韓国にということか、同行させていただいて強く思っ

たことは、やっぱり下呂温泉というのは温泉があつて下呂市があるということを本当に痛感しました。

やはりこの温泉の本位といいますかね、これが一番重要なというような感じをしておりますので、観光課長からの説明がありましたけれども、その辺が非常に一番のポイントとして入湯税をしっかり使っていただきたいなど。

特に大きな災害も想定される中で、上下水道ではございませんが、こういった自然の恵みがどう影響を受けるかということに直面しますので、あらゆる手を使って細心の対策といいますか、ということも考えていただきたいなどというふうに思っております。

それから、さっき、今日市長が昼から知事のほうに行かれるということで、トリエンナーレですか、3回に1回を目指していくということでございますが、何とか、これは大きな下呂市にとっても夢のある事業でございますので、どうか引き続きしっかり市長には財源を持ってきていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○市長（山内 登）

今回の基金というものの新たな創設、今まで温泉地再開発基金というと、何か温泉地だけをやっているような、そういうイメージもあったし、今回宿泊税と入湯税のちゃんと使い道をはっきり決めなさいという総務省の指示もあったり、今まで基金はどちらかというとなんとなくためていて、使い道がなく、どんどん膨らんでいくというようなイメージをもしお持ちならば、今回からは基金というのは本当に使う目的をはっきりさせた上でしっかり使い切ると、そのための基金だということで、毎年毎年決算がございしますが、基金が全く使われていない基金がたくさんあるというようなことのないように、しっかりとした基金の使い方を決めて、そして使うということを我々としてもしっかりやっていきたいなどというふうに思っていますし、芸術祭で今回、基金を積立てさせていただくわけですが、他の市町もやっておる、芸術祭を開催しておるところも、1回目、2回目、3回目というのは財源的にやっぱり非常に厳しい。お客さんが認知をしていただいて、そして爆発的に増えていくまでは、どんな創業の場合もそうなんですが、非常に厳しいところがありますので、今回基金という形と宿泊税の一部を充当させていただければということですが、観光と、そしてアートということは非常に強く結びつくということは世界的にももう十分立証されておりますので、下呂も何とかこのアートプロジェクトを軌道に乗せるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（田中喜登議員）

よろしいですか、14番。

○委員（中島達也議員）

はい。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第83号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第84号 下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○林務課長（澤頭祐一）

議案書120ページをお願いします。

議第84号 下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めます。

提案理由です。

気象庁が使用する基準に合わせて文言を訂正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明いたしますので、議案書129ページをお願いいたします。

1の改正理由につきましては、提案理由と同様ですので、省略をさせていただきます。

2. 概要です。

(1)申請方法等の詳細な手続及び様式を規則に委任します。

これは、詳細な手続や様式等は本来条例で定めるものではないため、規則にて定めることといたします。

(2)気象庁の基準に準じ、文言を改めます。第12条関係です。

気象庁が発表する気象情報の内容の改正に合わせて改めるもので、異常乾燥注意報を乾燥注意報へ、また発令という文言を発表という文言へ改めさせていただきます。

(3)この条例は、公布の日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、議第84号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○副委員長（加藤久人議員）

全く恥ずかしい話ですけど、根本的に火入れというのは何なのかから教えていただきたいんですけども。

○林務課長（澤頭祐一）

火入れというのは森林法第21条に規定がございます。

目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑などを行う際に市町村長の許可が必要ということになっております。以上です。

○副委員長（加藤久人議員）

要は、野焼きするときなんか届出をせないかんというこの条例が、今度少し気象庁により変わっという解釈でいいのですね。

○林務課長（澤頭祐一）

森林に関する部分ですので、森林から1キロ圏内以内に、造林のための山に火をつけて地ごしらの準備をすとかですね、害虫駆除のための草を燃やすとか、そういうものに対しての許可が必要というものでございます。

○委員長（田中喜登議員）

よろしいですか。

皆さん分かりました。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

どうもすみません。

焼き畑農業ではないと思いますけれども、ちょっとすみません、レベルが低い話になって。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で議第84号についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○委員長（田中喜登議員）

再開します。

議第85号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○消防総務課長（中田邦博）

私からは議第85号を説明させていただきます。

議案書の130ページを御覧ください。

議第85号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。令和7年9月2日提出。

提案理由でございます。

災害対策基本法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

改正内容は条例要綱で説明させていただきますので、133ページを御覧ください。

改正理由につきましては、提案理由と同じですので、2の概要から説明いたします。

(1)は、第18条の2の関係で、災害の定義において、異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」を追加するものでございます。

本条例の第18条の2は、消防団員等が様々な災害において危険な状況下で職務を遂行中に負傷した場合に対する補償の特例を定めるもので、ここでいう災害の定義とは、災害対策基本法の第2条第1号に倣っていることから、今回の根拠法令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

(2)は附則関係で、この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、議第85号についての質疑を行います。

質疑はございますか。

○委員（中島達也議員）

ちょっと消防長に聞きたいんやけど、結局、その液状化という問題は、我々中山間に住む人間としては、よそごとの現象かなという思いがあったんやけど、危機管理課長もやられた消防長ならその辺のことよく知っている。可能性はあるという解釈でいいですか。我々この下呂市に住む人間として。

○消防長（遠藤丙午）

液状化に限らず、これは上位法令からきているので、そういった津波なども入っておるんですけども、下呂市において液状化というのは全く他人事ではなくて、最新が岐阜県が出している被害想定、阿寺断層帯地震等でも、下呂市内でも液状化が起こる地域というのは指定されております。

ですので、当然それも想定なので、こういった地震災害とかは起きてみなければ分からないということで、あらゆる想定をして対策をするということが大事かと思います。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第85号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第81号から議第85号までの5議案について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

ございませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第81号から議第85号までの5議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第81号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第81号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第82号 下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第82号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第83号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第83号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第84号 下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第84号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第85号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第85号については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前10時18分 終了